

## 維 持 管 理 計 画 書

（維持管理に関しては、維持管理の技術上の基準（安定型及び管理型）による）

維 持 管 理 基 準	措 置
1，埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	えん堤による流出防止と覆土によって飛散防止を図るとともに、外周にネットフェンスを設置する。 フィルム状の廃プラスチック類の飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して埋立てます。即日覆土を行います。 ばいじんの飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して埋立てます。即日覆土を行います。また、場合によっては、散水車等による水の散布も考慮します。
2，最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	覆土の励行
3，火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。	事務室に消火器を設置する。
4，ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	必要に応じ薬剤散布や覆土を行い、防止する。
5，囲いはみだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。（閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにしておくこと）	施設外周にネットフェンスを設置し、出入口には休止時施錠をし、関係者以外の進入を防止する。
6，産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	見やすい位置に表示板を設置する。
7，擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期的な点検を行い、損壊のおそれがある場合又は損壊箇所が見つかった場合は搬入を停止し、原因を追求しただちに防止措置や補修をする。

<p>8 , 埋立地からの浸出液による最終処分場周縁地下水の水質影響の有無を判断するため、2 箇所以上から採取すること。又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>( 1 ) 埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導度及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。</p> <p>( 2 ) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を要しない。</p> <p>( 3 ) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>( 4 ) 測定した電気伝導率及び塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>地下水は処理場周縁に地下水検査用の観測井戸を2箇所設置する。</p> <p>埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導度・塩化物イオンについて測定し、記録する。</p> <p>埋立処分開始後に地下水検査項目について1回/年測定し記録する。</p> <p>電気伝導率及び塩化物イオンは、1ヶ月に1回以上測定し記録する。 検査項目及び頻度はP10に記載</p>
<p>9 , 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること 水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>地下水の水質検査においてP4 - 10に示す、地下水水質の悪化が認められた場合は、白老町役場、胆振支庁地域生活部環境生活課へ連絡を行い水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査の実施、廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上の必要な措置を講じる。</p> <p>地下水の水質検査において環境基準の超過が認められた場合は、白老町役場、胆振支庁地域生活部環境生活課へ連絡を行い水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査の実施、廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上の必要な措置を講じる。</p>

<p>10, 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>維持管理記録簿、水質検査簿を作成し、管理事務にて閲覧する。</p>
<p>11, 処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い土砂等の堆積がある場合、速やかに除去作業をする。</p>
<p>12, 通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>法面式ガス抜管( 200m/m)を設置し、定期的に点検をし異常が発生した場合、原因を追求し速やかに補修する。</p>
<p>13, 埋め立て処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>概ね50cmの覆土を行い開口部を閉鎖する。 覆いの破損を確認し、必要に応じ、再覆土を行う。</p>
<p>14, 埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p>遮水工の上部に基礎砂50cmを敷均し保護する。</p>
<p>15, 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>1カ月に1回以上定期点検をし、遮水効力の底下のおそれがある場合は直ちに必要な措置を講ずる。 地震、台風時の異常事態発生直後、直ちに点検を行い、遮水効果の低下の恐れがある場合は直ちに必要な措置を講ずる。</p>
<p>16, 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い損壊のおそれがある場合は速やかに必要な措置を講ずる。 点検項目 水位 ごみの混入、土砂等の堆積の確認 シートのひび割れ、亀裂等の確認 調整池の沈下の確認</p>

<p>17, 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>(2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 放流水の水質検査を次により行うこと。  排水基準等に係る項目( の項目を除く )について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。  水素イオン濃度、BOD、COD、SS及び窒素含有量について、1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。  埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理を行なう。</p> <p>放流水の水質検査において放流水水質の悪化が認められた場合は、放流を中止し白老町役場、胆振支庁地域生活部環境生活課へ連絡を行い水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査の実施、廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上の必要な措置を講じる。</p> <p>排水基準に係る項目は1回/年以上測定し、記録します。</p> <p>pH・BOD・SS・T-Nは1回/月以上測定し記録します。  検査項目及び頻度はP10に記載</p>
<p>18, 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。  平成12.1.14までに埋立開始されたものは適用しない。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。  埋め立てる産業廃棄物の種類並びに保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、測定を要しない。</p> <p>(3) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p>	<p>埋立開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、記録します。</p> <p>埋立開始後1回/年以上ダイオキシン類の濃度を測定し記録します。</p>

<p>19, 地下水等の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>地下水の水質検査において地下水水質の悪化が認められ場合は、 白老町役場、胆振支庁地域生活部環境生活課へ連絡を行い水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査の実施、廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上の必要な措置を講じる。</p> <p>地下水の水質検査において環境基準の超過が認められた場合は、 白老町役場、胆振支庁地域生活部環境生活課へ連絡を行い水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査の実施、廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上の必要な措置を講じる。</p>
<p>22, 共同命令の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては当該数値）に適合することとなるよう維持管理すること。</p> <p>放流水に係るダイオキシン類の排水基準は10pg-TEQ/ℓ</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ記録すること。</p>	<p>放流水のダイオキシン類の放流水質は基準に適合するよう維持管理を行なう。</p> <p>放流水ダイオキシン類を1回/年測定し、記録します。</p>